

# 産学連携開発支援

助成額 最大 **100万円**

申請（募集）期間 令和5年5月 8日（月）～  
令和6年2月29日（木）

- ※ 助成対象経費の2/3以内で上限100万円となります。
- ※ 申請件数等を考慮し、予算の範囲内で区が助成額を決定します。
- ※ 予算額に達した場合、募集を終了します。
- ※ オンラインでの申請も可能です

## 助成対象者

中小企業基本法に規定する中小製造事業者または中小情報通信事業者で、品川区に本社あるいは主な事業所を有し、かつ、以下の要件を満たしていること。また、個人事業主の場合は、品川区内に事業所を有していること。※ただし、みなし大企業は除く。

- （1）区内に主な事業所を1年以上継続して有すること。  
（登記簿謄本または法人都民税納税証明書等で品川区の住所が確認できること。）
- （2）前年度の法人事業税および法人都民税（個人の場合は個人事業税および住民税）を滞納していないこと。等

## 助成対象研究

- （1）新製品の開発、試作。
- （2）既成製品に改良を加えた製品の開発、試作。
- （3）機械器具または装置の高性能化、省力化および自動化のための技術。
- （4）生産・加工方法、システム・工法などの新技術開発。
- （5）新物質および新材料の開発利用技術。
- （6）業界内における共通の技術的問題点を解決するための研究開発。
- （7）新たなビジネスモデルの構築や技術的課題の解決等により、開発後の需要が見込まれるソフトウェア開発。
- （8）これまで情報化の対象として取り上げられていない分野に対して、新たな情報化の進展が見込まれるソフトウェア開発
- （9）その他区長が特に必要と認めたもの。

## 助成対象経費

大学等との新製品および新技術の開発等に係る共同研究等を行うために大学等と契約を締結し支払う費用のうち、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間に支払が完了するもの。

- （1）大学等との契約については、大学等の産学連携窓口を介して契約した案件を助成対象とします。
- （2）助成金の交付は一社につき、助成金額にかかわらず、同一年度内につき1回までとし、かつ、同一および類似の案件については1回に限り助成対象とします。
- （3）品川区および他の公的機関（国、都道府県、市区町村、中小企業振興公社等）から同一の共同研究等に対して助成金等を受けている場合は、助成対象外とします。

## 提出書類

- （1）品川区産業活性化支援事業助成金交付申請書（区指定様式）
- （2）産学連携開発支援事業計画書（区指定様式）
- （3）その他共同研究等の内容を説明する資料（写真、パンフレット、図面等）
- （4）大学等と締結した契約書（コピー可）
- （5）履歴事項全部証明書もしくは開業届（コピー可）
- （6）法人事業税納税証明書および法人都民税納税証明書（個人事業主の場合は、個人事業税納税証明書および住民税納税証明書（居住地用と事業用）（コピー可））  
※（1）と（2）の書類は、商業・ものづくり課HP「中小企業支援サイト」  
（<http://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>）よりダウンロードが可能です。

※ 中小企業支援サイト（<http://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>）内の募集要項に事業全体の流れや注意事項等の詳細を記載しております。ご申請の際は、必ず募集要項をお読みください。

## 【お問い合わせ】

品川区 商業・ものづくり課 産業連携推進係

TEL 5498-6351